

トヨタ車体健康保険組合の規約変更について

組合の規約変更が、2022年8月16日付で認可されましたので公告します。

2022 年 8 月 31 日

トヨタ車体健康保険組合

理事長 松尾 勝博



記

1. 変更後の施行日 2022年10月1日
2. 変更条文
第56条 一部負担還元金
第62条 家族療養費付加金

以上

新 旧 条 文 対 照 表

新	旧
<p>第1条～第55条 略</p> <p>(一部負担還元金)</p> <p>第56条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律(昭和32年法律第42号)附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金(療養費に係る一部負担金は、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、組合が定めた額)について、その還元を行う。</p> <p>2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書各1件(法第115条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)の支給の基礎となった一部負担金があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(合算高額療養費を除く。)が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)から、20,000を控除して得た額とする。</p>	<p>第1条～第55条 略</p> <p>(一部負担還元金)</p> <p>第56条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律(昭和32年法律第42号)附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。</p> <p>2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)を除く。以下同じ。)が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)から20,000円を控除して得た額とする。</p>

<p>第3項～第5項 略</p> <p>第57条～第61条 略</p> <p>(家族療養費付加金)</p> <p>第62条</p> <p>第1項 略</p> <p>2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、<u>第二家族療養費支給申請書各1件（合算高額療養費の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）</u>について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。</p> <p>第3項～第4項 略</p> <p>第63条～第66条 略</p> <p><u>付則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 この規約は、令和4年10月1日から施行する</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>第2条 施行日前の療養に係る（一部負担還元金等）、（家族療養費付加金）、（合算高額療</p>	<p>第3項～第5項 略</p> <p>第57条～第61条 略</p> <p>(家族療養費付加金)</p> <p>第62条</p> <p>第1項 略</p> <p>2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から20,000円を控除して得た額とする。</p> <p>第3項～第4項 略</p> <p>第63条～第66条 略</p>
---	--

養費付加金)の支給については、なお従前
の例による。